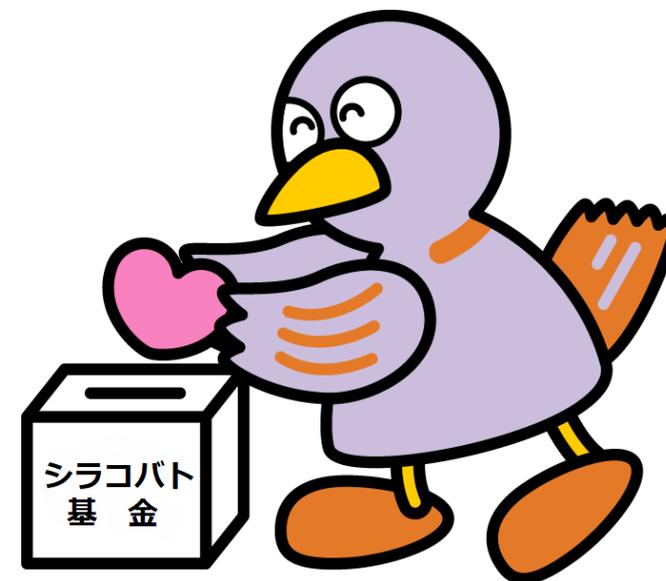


豊かな地域福祉づくり推進事業（補助金）令和 8 年度 募集要項

－シラコバト基金を活用した補助事業－



豊かな地域福祉づくり推進事業とは・・・

シラコバト基金を活用し、共に支え合う地域社会づくりの実現のため、先駆的・モデル的な地域福祉事業を行う NPO 法人・ボランティア団体等に対して助成（補助金を交付）する県の事業です。

シラコバト基金とは・・・

シラコバト基金（埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金）は、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、県が設置している基金です。県では、この基金を活用して県内ボランティアグループや NPO 法人等が実施する地域福祉活動を支援しています。

目次

1 募集する事業	1	7 留意事項	7
1-1 重層的支援活動プログラム		7-1 令和7年度に当補助金の交付を受けた団体	
1-2 地域福祉活動プログラム		7-2 令和7年度は当補助金の交付を受けていないが、 それ以前に当補助金の交付を受けたことがある 団体	
2 選考スケジュール	2	8 提出先・提出書類	7
3 応募資格	3	8-1 提出先・提出期限	
4 補助率・補助限度額等・採択予定数等一覧	3	8-2 提出書類	
5 補助対象経費	4	9 その他	9
5-1 補助対象経費		9-1 埼玉県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームについて	
5-2 補助対象経費に関する全般的な留意事項		9-2 埼玉県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームへの加入方法	
5-3 補助対象外の経費		■ 申込書様式	10
5-4 補助額		■ 記入例	19
5-5 計算例			
6 審査基準	6		
6-1 それぞれのプログラムの趣旨に合致しているか			
6-2 先駆性またはモデル性			
6-3 効果の明確性			
6-4 計画の実現性			
6-5 事業の継続性及び発展性			

1 募集する事業

埼玉県内に活動の拠点を有する団体で、活動対象を埼玉県全域とする、又は波及効果が県全域に期待できる事業のうち、継続性や発展性が見込まれる事業を募集します。

下記 2 種類のプログラムに分けて募集しますので、希望されるいずれかのプログラムにお申し込みください（**1 つの団体が同時に 2 つのプログラムに申込することはできません**）。また、それぞれのプログラムで補助金額等が異なります。詳細は本書の「4 補助率・補助限度額等・採択予定数等一覧」を参照してください。

なお、令和 8 年度に他の公的機関や民間団体から補助を受ける事業は補助対象になりません。他の補助金に申込をしていますが、当補助金に申込することはできますが、他の補助金の交付が決定した場合は、当補助金の申込を取り下げてくださいか、他の補助金を辞退していただきます。

1-1 重層的支援活動プログラム

■募集内容（①または②の取組）

- ①複雑化・複合化した生活課題を抱えている方を支援する取組
- ②地域において孤独・孤立状態にある方を支援する取組※

※補助事業者に対して、埼玉県の孤独・孤立対策に必要な資料の提供や埼玉県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームへの情報提供等において、必要な協力をお願いさせていただきます。

■取組の例

- ・ダブルケアや 8050 問題、生活に困窮しているヤングケアラー等の複合課題を抱える方を対象とした支援
- ・地域の方が気軽に立ち寄ることができる居場所づくり、多世代が交流することができる居場所づくり

1-2 地域福祉活動プログラム

■募集内容

地域福祉を推進する先進的かつ継続性や発展性が見込まれる取組

■事業の例

- ・空き家店舗・空き家等を活用した居場所づくり事業
- ・買い物支援等、住民の支え合い活動による福祉サービスを立ち上げる事業
- ・災害時の要配慮者への支援に向けた地域づくりに取り組む事業

- ・ 福祉サービスを提供する担い手を養成する事業
- ・ その他、福祉的課題の解決に取り組む事業

2 選考スケジュール

募集期間	令和 8 年 3 月 25 日（水）～令和 8 年 4 月 15 日（水）
提出期限	令和 8 年 4 月 15 日（水）（17 時必着）
提出方法	埼玉県庁福祉政策課（a3380-06@pref.saitama.lg.jp）へ電子メール（原則）で提出。※持参又は郵送も可
第 1 次選考※	令和 8 年 5 月上旬（予定） 埼玉県シラコバト基金運営部会※（以下「運営部会」という。）による書類選考です。選考結果（第 2 次選考に進む事業は例年 10 団体程度）は郵送でお知らせします。第 1 次選考から第 2 次選考までの期間が短いので、あらかじめ第 2 次選考用の発表資料（パワーポイント等）の作成準備をお勧めします。 ※運営部会は、学識経験者、NPO 活動実践者、寄附者など様々な分野の部会員で構成されており、本事業の審査や事業に対するアドバイスをいただいています。
第 2 次選考※	令和 8 年 5 月中下旬（予定） 公開プレゼン（発表時間 10 分程度）で選考します。運営部会が選考し、結果を郵送でお知らせします。
交付申請・ 交付決定	令和 8 年 6 月上旬（予定） 採択団体に対して「豊かな地域福祉づくり推進事業補助金交付要綱」に基づき交付申請していただきます。交付決定後、補助金は全額概算払いします（事業終了後、残金が生じた場合は返金していただきます）。
事業の実施	交付決定日から令和 9 年 2 月末日まで、事業計画書に沿って事業を行っていただきます。
中間確認	令和 8 年 11 月～（予定） 事業の進捗状況及び経費執行状況の確認を行います。
事業の完了	事業は 令和 9 年 2 月末日まで に完了してください。 事業完了後、令和 9 年 3 月中旬までに補助金の実績報告書を提出していただきます。また、3 月下旬に成果発表会を実施しますので、御出席をお願いします。

※希望する団体には選考結果（点数・運営部会の意見等）について開示します。

3 応募資格

特定非営利活動法人、一般社団法人、ボランティア活動団体などとし、以下の①～⑦の全ての条件を満たす団体（法人格の有無は問いません）とします。

- ① 埼玉県内に活動の拠点を有する団体であること。
- ② 不特定多数の利益の増進を目的とする団体であること。
- ③ 補助金を交付する年度の前年度までに県内で1年以上継続した活動の実態があること。
- ④ 原則として、国、県又は市町村から団体の恒常的な経費に対する補助を受けていないこと。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- ⑥ 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- ⑦ 重層的支援活動プログラムのうち、「②地域において孤独・孤立状態にある方を支援する取組」については、埼玉県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの会員であること。（採択後の加入でも可）

4 補助率・補助限度額等・採択予定数等一覧

補助対象事業	採択予定数	補助開始年	補助率	補助限度額
重層的支援活動プログラム	1～3 団体程度	1 年目	4/5	100 万円
		2 年目	4/5	100 万円
		3 年目	4/5	100 万円
地域福祉活動プログラム	3～5 団体程度	1 年目	4/5	100 万円
		2 年目	2/3	70 万円
		3 年目	1/2	50 万円

※ 3 年間連続して補助を受けた団体は、3 年目の助成を受けた年度の翌年度は申込できません。

5 補助対象経費

5-1 補助対象経費

補助事業の実施に必要な下表に掲げる経費であり、交付決定日から令和9年2月末日までに支出したものに限り、なお、補助事業の実施により収入を得る場合は、その収入額を控除した金額を補助対象経費とします。

経費の種類	内容	
謝金	講師謝金、外部協力者に対する謝金（講師の旅費交通費を含む。）	
人件費・旅費	団体スタッフ・アルバイト等に支払う、当該事業にかかる給料、旅費、交通費（県外出張・宿泊は必要最小限とする。また、旅費・交通費に、日当及び雑費は含めない）	
需用費	印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費、食糧費（食糧費は、事業目的達成のため真に必要なもので、別紙2経費明細書に計上したものに限る）	
役務費	通信運搬費（郵送料、運搬料など）、広告料、手数料、保険料	
備品購入費	一品の取得価格が5万円以上で長期間使用に耐えうる物品。（5万円未満の場合は需用費に計上する）	注1
工事費・修繕料	建物等の建設・改修、外装・内装工事、設備類の設置工事（台所シンクやトイレなど5万円以上の物品を購入し、設置工事を行う場合は、物品購入費と工事費とを分けて計上し、物品は、備品購入費に計上し、備品として取り扱うこと）	
使用料・賃借料	会場借上料（付属設備使用料を含む。）、家賃・テナント賃料、機材等の借上料	
その他の経費	上記費目以外で事業実施に関して必要な経費（その他の経費については、交付申請の前に県に協議し、認められた経費を補助対象経費とし、計画書において、その支出を明らかにすること）	

注1 **備品購入費及び工事費・修繕料については、2つの経費の種類合計が補助対象経費の20%以内を限度額とすること（20%を超える場合は限度額に合わせて補助対象経費を再計算する）。**なお、備品購入費及び工事費・修繕料を計上するにあたっては、①備品購入又は工事・修繕の必要性、②事業終了後の使用方法について説明書（A4判1枚程度）を提出すること。また、備品購入費、工事費・修繕料及び3万円以上となる印刷製本費、消耗品、広告料を計上するにあたっては、見積書等金額の妥当性を示すものを提出すること。

5-2 補助対象経費に関する全般的な留意事項

(1) 申込時

- ・ 設備や備品購入が主な用途である事業は **審査の対象外**となります。
- ・ 本事業を別団体に委託することはできません。
- ・ 補助事業の実施により収入を得る場合は、収入額を引いた金額を補助対象経費とします。
- ・ 補助経費として認められない経費は、団体の自己負担となります。

(2) 採択～申請

- ・ 採択後、申込書に計上した経費を変更して交付申請することはできません。

(3) 事業実施中

- ・ 交付決定日から **令和 9 年 2 月末日までに支出した経費が補助対象経費**となります。
- ・ 補助事業を実施中に補助対象経費が交付決定額を上回っても、補助金の追加交付は行いません。
- ・ 申込時に計上しなかった経費について事業実施時に支出が生じても、補助の対象とはなりません。
- ・ **経費の種類間の流用はできません。**

(4) 事業実施後

- ・ 事業終了時の総支出額が交付決定額を下回った場合、差額を返納していただきます

5-3 補助対象外の経費

次の経費については、補助対象経費から除外します。

- ・ 土地の購入又は賃借に要する経費
- ・ 補助対象事業以外の経費
- ・ 団体事務所の家賃、燃料費、光熱水費、電話料金、給与・役員報酬等、団体運営上恒常的に発生している経費
- ・ 団体スタッフの飲食費（打合せ・懇親会等を含む）
- ・ 他団体への委託費
- ・ その他、事業実施に必要と認めがたい経費

5-4 補助額

補助対象経費に補助率を乗じて求めた額を補助基本額とします。補助基本額と補助限度額を比較して、少ない方を補助金の額（補助額）とします。

5-5 計算例

(1) 重層的支援活動プログラム及び地域福祉活動プログラムの1年目

補助限度額(A)	1,000,000 円
補助対象事業の総額	1,458,000 円
うち補助対象経費の合計	1,408,000 円
補助対象事業の収入	200,000 円
補助対象経費(B) (収入を引いた額)	1,208,000 円
補助基本額(C) (千円未満切り捨て)	
= (B) × 補助率 4/5	966,000 円
(A) > (C)	1,000,000 円 > 966,000 円
	補助額 966,000 円

(2) 地域福祉活動プログラムの2年目

補助限度額(A)	700,000 円
補助対象事業の総額	1,458,000 円
うち補助対象経費の合計	1,408,000 円
補助対象事業の収入	200,000 円
補助対象経費(B) (収入を差し引いた額)	1,208,000 円
補助基本額(C) (千円未満切り捨て)	
= (B) × 補助率 2/3	805,000 円
(A) < (C)	700,000 円 < 805,000 円
	補助額 700,000 円

6 審査基準

事業計画内容等を次の視点から運営部会が審査します。

6-1 それぞれのプログラムの趣旨に合致しているか

事業計画内容等が、重層的支援活動プログラム又は地域福祉活動プログラムの趣旨に合致している。

6-2 先駆性またはモデル性

過去に例が少なく行政が取り組んでいない分野で、民間が先導的に行っている事業である。又は事業の手法等において、他団体の取組のモデルとなり得る点がある。

6-3 効果の明確性

事業の目的に対する効果が明確である。又は事業目的に対する効果を具体的に把握している。

6-4 計画の実現性

十分な実施体制があり、計画を実現することができる。

6-5 事業の継続性及び発展性

自主事業として事業を継続し、発展させていくことができる。

7 留意事項

7-1 令和 7 年度に当補助金の交付を受けた団体

- ・ 3年間連続して補助金の交付を受ける団体には、地域福祉活動プログラムの場合、補助限度額 50 万、補助率 1/2 が適用されます（重層的支援プログラムの場合補助限度額 100 万、補助率 4/5 が適用されます）。
- ・ 2年間連続して補助金の交付を受ける団体には、地域福祉活動プログラムの場合、補助限度額 70 万、補助率 2/3 が適用されます（重層的支援プログラムの場合補助限度額 100 万、補助率 4/5 が適用されます）。
- ・ 令和 8 年度に申込する場合、これまでの事業を拡大・充実・発展させた事業であることが必要です。

団体	補助金交付年度（補助限度額・補助率）【地域福祉活動プログラムの場合】				
	R6	R7	R8	R9	R10
A	1年目 (100万円・4/5)	2年目 (70万円・2/3)	3年目 (50万円・1/2)	申込不可	1年目 (100万円・4/5)
B	-	1年目 (100万円・4/5)	2年目 (70万円・2/3)	3年目 (50万円・1/2)	申込不可

7-2 令和 7 年度は当補助金の交付を受けていないが、それ以前に当補助金の交付を受けたことがある団体

- ・ 補助限度額 100 万円、補助率 4/5 が適用されます。
- ・ 過去に当補助金で支援した事業とは原則異なる事業であることが必要です。

8 提出先・提出書類

8-1 提出先・提出期限

埼玉県福祉部福祉政策課へメールでの提出を原則とします。（持参又は郵送も可）提出前に事前相談も可能です。

※メール提出の場合、**3営業日以内**に受付完了メールを送ります。

万が一、3営業日経過しても受付完了メールが届かない場合は、以下の**電話番号まで御連絡ください**。

埼玉県福祉部福祉政策課 政策企画担当

郵便番号：330-9301／住所：さいたま市浦和区高砂 3-15-1 本庁舎 1 階（JR 浦和駅西口下車徒歩 12 分）

電話 048-830-3223／FAX：048-830-4801／mail：a3380-06@pref.saitama.lg.jp

令和 8 年 4 月 15 日（水）17 時必着

8-2 提出書類

各 1 部提出してください。書類は以下の順番に並べてください。

提出書類
① 令和 8 年度豊かな地域福祉づくり推進事業申込書
② 事業計画書（別紙 1）
③ 経費明細書（別紙 2）
③ 団体概要（別紙 3）
④ マニフェストシート（別紙 4）
⑤ 添付書類
ア 定款又は規約若しくはそれに準ずるもの
イ 役員（会員）名簿 ※給与・報酬支払の有無を明記
ウ 当該年度の収支予算書
エ 前年度の収支決算書
オ 団体の広報紙、会報、その他活動内容が分かるもの ※A4 で 5 枚程度
カ 備品購入又は工事・修繕の必要性、事業終了後の使用方法についての説明書
キ 備品購入費、工事費・修繕料及び 3 万円以上となる印刷製本費、消耗品費、広告料に係る見積書等金額の妥当性を示すもの

※ ⑤添付書類の「ア～エ」は全て提出。「オ～キ」は「あり」の場合のみ提出してください。

※ 収支予算書及び収支決算書について、総会等の承認前で確定していない場合は、前年度の収支決算書又は当該年度の収支決算書の案を添付し、成立後に確定したものを提出してください。

※ 写しを添付する場合は、できるだけ A4 版に揃えてください。

※ ①～④の様式は、下記 URL（県 HP）に掲載しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/yutakana/yutakana.html>

9 その他

9-1 埼玉県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームについて

孤独・孤立対策では、単独の支援機関では対応が困難な課題への対応や、社会とのつながりが希薄な方・声を上げられない方に支援を届けることが必要です。

埼玉県における支援体制の強化と孤独・孤立を予防する地域づくりを推進するため、県・市町村・NPO等の各種団体・社会福祉協議会・民間企業等が幅広く参加し、連携して取り組む基盤となる「埼玉県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を設置しています。

重層的支援活動プログラムのうち「②地域において孤独・孤立状態にある方を支援する取組」への応募については、「埼玉県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の会員であることを応募条件としております。

「②地域において孤独・孤立状態にある方を支援する取組」へ応募する団体におかれましては、下記ホームページより「埼玉県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」への加入をお願いいたします。

なお、プラットフォームの加入については、補助金採択後の加入でも構いません。

9-2 埼玉県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームへの加入方法

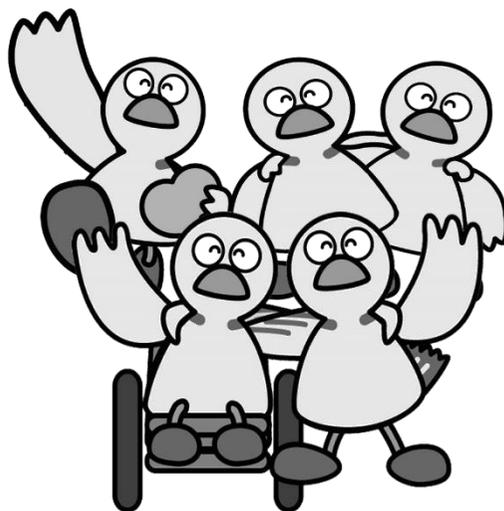
下記ホームページで必要事項を記入の上、「送信確認」をクリックし、内容に誤りがなければ「送信する」をクリックし、登録をお願いいたします。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/kodoku-koritsu/platform/kaiin_boshu.html

9-3 アンケート調査のご協力について

例年、今後の「豊かな地域福祉づくり推進事業補助金(シラコバト基金助成事業)」の内容等について検討するため、過去に補助金の交付を受けた団体にアンケート調査を実施しています。アンケートには必ずご回答いただく必要がありますのであらかじめご承知おきください。

豊かな地域福祉づくり推進事業補助金は県民の方々から頂いた
「シラコバト基金」 への温かい御寄附を活用しています。



埼玉県福祉部福祉政策課 政策企画担当

郵便番号：330-9301

住所：さいたま市浦和区高砂 3-15-1 本庁舎 1 階（JR 浦和駅西口下車徒歩 12 分）

電話：048-830-3223／FAX：048-830-4801

mail：a3380-06@pref.saitama.lg.jp